

佐賀県告示第百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月二日

佐賀県知事 古川 康

江里山第三地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	小城市	小城町	岩蔵	香木谷	四七四〇番一
二	"	"	"	"	四七三七番
三	"	"	"	"	四七三三番一
四	"	"	"	"	四七三二番
五	"	"	"	"	四七四九番
六	"	"	"	"	四七四二番一